

4月1日から 財政課に企画政策室を新設しました

政策企画部門の機能強化、デジタル関連施策を一体的かつ効率的に進め、業務改革をより一層推進するため、財政課に「企画政策室」を新設しました。企画政策係とDX推進係を統合し企画戦略係とし、統計電算係と共に企画政策室に配置します。また、総務課法務秘書係を総務秘書係とし、例規審査のほか、男女共同参画などに関する業務を行います。

◎ 財政課企画政策室企画戦略係
☎ 985-4103

▼ 企画政策室の主な業務

企画戦略係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画に関すること ・ 重要施策の総合調整に関すること ・ 行政改革、事務改善に関すること ・ DXの推進に関すること
統計電算係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹統計および諸統計に関すること ・ 情報化施策の推進に関すること



接種を希望する人は医療機関にご予約を 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

次の対象者に予防接種費用の助成を行います。

- ▼ 定期接種対象者
 - ① 町に住民登録がある、
 - ② 接種日時時点で65歳(65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで)の人
 - ③ 60〜64歳で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる重度の障害がある人(身体障がい者手帳1級程度)
- ▼ 助成回数 生涯1回限り

◎ 自己負担額 4千円
※生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者は無料です(証明書が必要)

- ▼ 持参物 保険証などの身分証明書、接種券、予診票
- ◎ 接種券と予診票 ①の人には、65歳になる月の下旬頃郵送します。
- ②の人は、左記までご連絡ください。
- ※他の予防接種と2週間以上間隔を空ける必要があります。
- ◎ 健康課総務係
☎ 985-4153

1番有効な予防手段です 麻疹・風しんの予防接種

妊娠初期の女性が風しんに感染すると、生まれてくる子どもが難聴、心疾患、白内障などの先天性風しん症候群を発症する恐れがあります。妊娠中やその可能性がある人は予防接種ができませんので、家族みんなで予防しましょう。

接種を希望する人は、医療機関に予約を。次の人の接種費用は無料です。

- ▼ 令和6年度公費接種対象者
 - ・ 第1期 1歳以上2歳未満
 - ・ 第2期 平成30年4月2日〜31年

4月1日生(小学校入学前の1年間)・第5期 昭和37年4月2日〜54年4月1日生で、風しん抗体検査の結果、抗体がない男性

- ◎ 健康課総務係
☎ 985-4153

松前町にお住まいの人も寄付できる！ ふるさと納税の代理寄付受け付けを行います

町は、石川県輪島市と珠洲市に對するふるさと納税の代理寄付受け付けを行います。寄付は、ふるさとチョイス(下のQRコード)から申し込みできます。※利用可能な決済方法はクレジットカードのみ

◎ 代理寄付とは:
代理寄付自治体が、被災自治体に代わって寄付を受け付けて寄付金受領証明書などの発行業務を行い、集まった寄付金を被災自治体に届けること。

<p>▼ 珠洲市</p> <p>3月1日から受け付け中</p>	<p>▼ 輪島市</p> <p>4月1日から受け付け開始</p>
---------------------------------	----------------------------------

◎ 財政課企画政策室企画戦略係
☎ 985-4103

4月6日(土)〜15日(月) 春の全国交通安全運動
「抜け道と 思うな そは通学路」

一人一人が交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーで事故のない住み良いまちづくりに努めましょう。

◎ 伊予警察署 ☎ 982-0110
危機管理課危機管理係 ☎ 989-5103

マイナンバーカード窓口
休日の受付時間を変更します

4月から、第4土曜日の受付時間を次の通り変更します。

▶ 受付時間 9時30分〜12時
▶ 利用方法 電話か、インターネット
(右上のQRコード)で事前予約を。

◎ 町民課住民係 ☎ 985-4105

脳活・筋トレ講座の参加者を募集します

① 脳活トレーニング講座
はしごのような形の「ラダー」を使った有酸素運動と脳の運動を組み合わせたコグニサイズラダーで、脳の機能を活性化させましょう。他にも、正しい歩き方や、認知症を予防するための食生活などが楽しく学べます。



② 筋トレ講座
自宅で簡単に取り組める筋力トレーニング講座です。運動不足解消、肩凝り・腰痛改善、フレイル予防に効果的。参加者には左のゴムチューブ(コロボーンド)をプレゼントします。

▼ 日程 5月10日、24日、6月7日、21日、7月5日、19日(いずれも金曜日)10時〜11時30分

▼ 対象 町内在住の65歳以上の人で、コロボーンド体験未経験者

▼ 内容 コロボーンド体操、松前町介護予防体操、目からうるこのラジオ体操(一つ一つの動きを解説します)、筋力トレーニング効果を高めるための食事講話など

▼ 定員 20人(先着順)

- ▼ 日程 5月7日、21日、6月4日、18日、7月2日、16日(いずれも火曜日)9時30分〜11時30分
- ▼ 対象 町内在住の65歳以上の人
- ▼ 内容 コグニサイズラダー、ウォーキング、脳が活性化する生活と食べ方、記憶力と集中力を高める食事など
- ▼ 定員 30人(先着順)

- ◎ 共通
- ▼ 場所 文化センター2階ふれあい展示室
- ▼ 参加費 無料
- ▼ 申し込み方法 電話申し込み
- ▼ 申込期限 5月1日(水)
- ※定員になり次第締め切ります。
- ▼ 申込先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係
☎ 985-4205

耐震工事・老朽放置建物の除却を助成します

1 木造住宅耐震工事補助
 木造住宅の耐震化のため、建物
 を補強する工事や耐震シエルト
 設置工事の費用を助成します。
 また、耐震工事の補助に必要な
 耐震診断(住宅の安全性を診断)や
 耐震設計・監理(補強箇所の設計
 図書を作成・工
 事監理)を無料
 で行います。



対象住宅

次の全てを満たす住宅
 ・町内で、昭和56年5月31日以前
 に着工された一戸建ての木造住宅
 ・併用住宅のときは、住宅以外の
 用途の床面積が半分以上の住宅
 ・2階建て以下の住宅で、延べ面
 積が500㎡以下のもの
 ※令和7年2月28日(金)までに工
 事を完了できるものに限る。
 ※枠組壁工法、丸太組工法、特別
 な認定を得た工法の住宅は対象外
 ▼対象者 住宅の所有者か、所有
 者と親子関係にある人
 ▼受付開始日 4月10日(水)
 ※予算の範囲内で先着順

問 まちづくり課営繕係
 ☎ 985-4136

2 老朽放置建物除却
 建物倒壊による災害などを防止
 するため、次の費用を助成します。
 ① 新立・本村の一部地区
 町に寄付する土地にある建物を
 除却する費用(全額)
 ② 町内全地区
 倒壊する恐れがある空家を除却
 する費用(一部)



対象建物

次の全てを満たす建物
 ・敷地内に所有者、管理者や占有
 者がおらず放置されている建物
 ・倒壊の恐れがあり、倒壊した場
 合周辺に悪影響を及ぼす建物
 ※令和7年2月28日(金)までに工
 事を完了できるものに限る。
 ▼対象者 建物除却の権限を持つ人
 ▼受付開始日 4月10日(水)
 ※予算の範囲内で先着順

問 まちづくり課住宅係
 ☎ 985-4122

安心して農地の貸し借りを

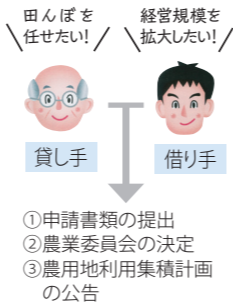
後継者不足などの理由で農地を
 貸したい人と、経営規模の拡大な
 どの理由で農地を借りたい人は、
 利用権を設定して農地の貸し借り
 をしましょう。

▼利用権を設定するメリット
 ① 貸した農地は期限が来れば必ず
 返ってくる
 ② 期間満了前に、貸し手・借り手
 の双方に通知が届く
 ③ 期間満了後の離作料は不要
 ④ 利用権の再設定により継続して
 貸し借りができる など

令和7年4月以降は…

この制度は終了し、農地中間管
 理機構を通じた三者間での貸し借
 り、または農地法第3条による許可
 を得た上での貸し借りとなります。
 ただし、この制度終了前に設定
 され、7年4月以降に終期を迎え
 る利用権は、制度終了後であつて
 も期間満了までは有効です。

問 農業委員会事務局
 ☎ 985-4131



4/23(火)開催 観覧予約受け付け中! 第2回松前町義農大賞表彰式

観覧予約の申し込み期限が迫っています。
 定員に達し次第、受け付けを終了しますので、
 観覧を希望する人はお早めにお申し込みくだ
 さい。日程の確認やお申し込み
 は、義農大賞ホームページ(右の
 QRコード)からお願いします。



▶申し込み期限 4月15日(日)

◎「義農祭」も同日開催

10時から義農公園で義農祭を開催します。
 式典、各種特産物の即売などを行いますの
 でぜひお越しください。

問(義農大賞のこと)

産業課商工水産観光係 ☎ 985-4120
 (義農祭のこと)
 総務課総務秘書係 ☎ 985-4100

ブロック塀の安全対策費を助成します

地震による倒壊を防ぐため、避
 難路に面したブロック塀などの安
 全対策工事費用を補助します。希
 望する場合は、必ず工事を行う前
 に窓口で相談してください。

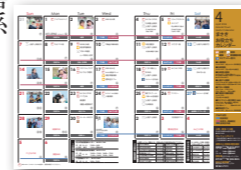
▼対象物 次の全てを満たすもの
 ・点検チェックポイントにより安
 全対策が必要と判断されたもの
 ・避難路に面するもの
 ・建て替える場合は、安全な構造

となるもの
 ※令和7年2月28日(金)までに
 工事を完了できるものに限る。
 ▼対象者 ブロック塀などがある
 土地の所有者など
 ▼受付開始日
 4月10日(水)
 ※予算の範囲内で先着順
 問 まちづくり課営繕係
 ☎ 985-4136

土地・住宅に関する無料相談を行います

1 ハトのマークの不動産無料相談
 ▼主催 伊予宅建協会
 ▼日程 毎月10日 13時~15時
 ※土・日曜日、祝日の場合は翌日
 ▼内容 土地、建物、住まいのこと
 ▼場所 庁舎4階402会議室
 ※7月のみ庁舎4階403会議室
2 すまいの相談
 ▼主催 松前町建築協議会
 ▼日程 毎月第2火曜日(2月の
 み第1火曜日)
 4月9日、5月14日、6月11日、
 7月9日、8月13日、9月10日、
 10月8日、11月12日、12月10日、

令和7年1月14日、2月4日、3
 月11日
 ※いずれも9時30分~12時、13
 時~15時30分
 ▼内容 住宅の耐震工事など
 ▼場所 庁舎1階ロビー
【1・2共通事項】
 実施日は毎月の
 お役立ちカレンダー
 で確認できます。
 問 まちづくり課営繕係
 ☎ 985-4136



地域防災力の向上を目指して 「防災士」になりませんか



松前町公式防災
フェイスブックページ



▶資格を取得する方法

- STEP 1** 防災士養成講座を受講する。
- STEP 2** 防災士資格取得試験に合格する。
- STEP 3** 救命救急講習を受講する。
- STEP 4** 防災士認証登録申請を行う。

現在、町では224人の防災士が地域で活躍
 しています。

防災士は、私たちの地域を守る大切な存在で、
 資格は性別関係なく取得することができます。
 興味のある人は、ぜひお問い合わせください。

松前の 防災力

危機管理課危機管理係
 ☎ 989-5103
 FAX 985-4148

◎防災士って?

防災士は、「自助」「共助」「協働」を基本理
 念として、防災の意識・知識・技能を持って
 いると認められた人です。普段は、行政などの公
 的な機関(公助)と連携して、地域の中で減災
 を進め、防災力向上を図っています。また、災
 害が起こったときには、消防・自衛隊などの公
 的な機関が機能を発揮するまでの間、地域や職
 場で、人々の生命や財産に関わる被害が少し
 でも軽減されるよう、被災現場で活動を行います。

第2子以降の保育料が無償になります

4月から、町独自の取り組みとして、第2子以降の保育料が世帯の所得やきょうだいの年齢に関わらず、無償になります(下図参照)。

対象者は？

A 町内・町外の認可保育施設(保育所、認定こども園、小規模保育事業所など)に入所している町内在住の0〜2歳児の第2子以降の児童が対象です。

※幼稚園、認定こども園で実施されるプレ保育(幼稚園接続保育)の利用者は対象になりません。

手続きは必要？

A 町で世帯状況を確認できる場合は、手続きは不要です。対象者がいる家庭には、保育料が無償になる旨の通知を送付します。

なお、年の離れたきょうだいがおり、別居している場合などは、個別に確認します。子育て支援課までお問い合わせください。

認可外保育施設に入所している場合は対象になるの？

A 町では、令和6年度から町内・町外の認可外保育施設に通っている0〜2歳児の第2子以降の児童の保育料を補助します。一度、保護者が負担した保育料を月額上限4万2千円の範囲でお支払いします。児童が認可外保育施設に通って

いて、条件に該当する、または該当するが不明な場合は、子育て支援課までお問い合わせください。※非課税世帯、または3〜5歳児は国の保育料無償化施策の補助対象として既に無償化されています。

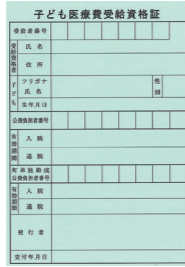
	未就学児	小学生以上	
同一世帯でのきょうだい順	第3子	第2子	第1子
R5年度まで	第2子 半額負担	第1子 全額負担	カウント対象外
R6年度から	第3子 無償	第2子 無償	第1子 カウント対象

問 子育て支援課保育幼稚園係
☎ 985-41116

令和6年4月診療分から 子ども医療費無償化を18歳まで拡大しました

子育て支援の充実を図るため、子ども医療費の助成対象年齢を、18歳に達する日以後最初の3月31日まで(高校生相当年齢まで)に拡大しました。

有効期限を延長した子ども医療費受給資格証(以下「資格証」という)を、3月下旬に郵送しています。令和5年度に中学生以下だった人は、3月まで使っていた資格証は処分し、新しいものと差し替えて使ってください。医療機関を受診するときに、健康保険証と資格証の提示をお願いします。



新しい資格証が届かなかった人は

高校2・3年生相当年齢の子どもの医療費助成には申請が必要です。1月と2月に申請を勧奨する文書を送付しています。至急、必要事項を記入した申請書と子どもの健康保険証のコピーを提出してください。

※ひとり親家庭医療または重度心身障がい者医療、他市町の子ども医療で助成を受けている人、生活保護受給者は対象外です。

注意 次の場合は資格証を使用しないでください。
1 学校などの管理下で発生したけがなどで受診するとき
日本スポーツ振興センターの災害共済に加入している人は、医療機関の窓口でいったん自己負担額を支払ってください。その後、学校を通じて給付金の申請手続きを行ってください。なお、給付金の支給対象外となった保険診療に係る自己負担額は、2と同じ手続きで助成します。

2 県外で受診するとき

医療機関の窓口でいったん自己負担額を支払ってください。その後、子育て支援課へ次の書類を提出してください。書類提出後、受給資格者名義の口座に自己負担額を振り込みます。

必要な書類

- 資格証・健康保険証
- 領収書
- 受給資格者の口座番号の控え



問 子育て支援課児童福祉係
☎ 985-41114

おむつ券を第1子から交付します

現在、第2子以降の乳児を対象に交付している「愛顔っ子応援券(5万円分のおむつ購入券)」に加え、これまで助成対象外だった第1子の乳児を対象に、同額のおむつ購入券「松前っ子おむつ券」を交付します。

▼助成対象者 町に住民票があり、対象乳児を監護し、生計が同じ親権者か後見人

▼対象乳児 令和6年4月1日以降に出生した町に住民票がある1歳未満の乳児(第1子)

▼対象商品 乳幼児用紙おむつ(メーカーの制限なし)



▼申請に必要な持参物
・対象乳児の母子手帳
・本人確認書類(運転免許証など)
▼おむつ券の交付 手続き完了後、窓口で対象乳児1人当たり千円券×50枚(5万円分)を交付します。※おむつ券の使用期限は、交付の翌年度末までです。

▼使用方法 町内の登録店舗で対象商品を購入する時、冊子を渡して、店員に券を切り離してもらおう。

※自分で券を切り離すと使えません。

問 子育て支援課児童福祉係
☎ 985-41114

小規模保育事業所(0〜2歳児対象)「あおなみ まさき園」開設

3月1日、定員19人の小規模保育事業所「あおなみ まさき園」が開設しました。

この施設は、低年齢児の待機児童解消や保育サービスの充実を図るため、町が事業者を公募・選定し、開設の認可をしたものです。新築の施設に専用の園庭も設けられ、自園で調理した給食が提供されます。



問【保育内容・見学のこと】あおなみ まさき園(浜1085番地1)
☎ 994-8380

【入園申し込みのこと】子育て支援課保育幼稚園係
☎ 985-41116

松前町 LINE 公式アカウント 始めました!

友だち募集中!!

友だち追加はとても簡単です。LINEを使って、町の情報をいち早くゲットしましょう。

友だち追加方法

① QRコード



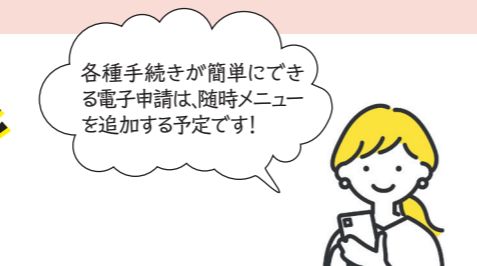
LINEアプリの「友だち追加」から上のQRコードを読み取る。

② LINE ID検索

@masakitown

LINEアプリの「友だち追加」からID検索を選択し、上のIDを入力する。

または



各種手続きが簡単にできる電子申請は、随時メニューを追加する予定です!



問 総務課広報広聴係 ☎ 985-4132

4月から国民年金保険料が変わります

令和6年度の保険料は、月額1万6980円です(前年度より460円引き上げ)。
▼保険料の納付方法
 4月上旬に日本年金機構から送られてくる納付書で、毎月の保険料を翌月末日までに納めます。
 納付場所は、金融機関やコンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。また、前納を利用すると保険料が割引になります。
▼学生納付特例制度の活用を
 所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。
 利用を希望する人で、前年度に学生納付特例申請が承認され、はがき式の申請書が送付された人は、必要事項を記入して郵便ポストへ投函してください。
 初めて学生納付特例を申請する人は、学生証か在学証明書(原本)、基礎年金番号通知書を持参し、町民課か年金事務所手続きをしてください。
町民課住民係
 ☎985-4106
松山西年金事務所国民年金課
 ☎925-5105

令和6・7年度分 後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し健全な運営を維持するため、2年に一度保険料率を見直しています。
 医療給付費は、被保険者数の増加や医療の高度化などにより、年々増加しています。愛媛県後期高齢者医療広域連合では、剰余金を全額活用するなど、できる限り被保険者への影響を少なくするよう配慮し、令和6・7年度の保険料率を改定しました。改定後の保険料は、次の通りです。

●年金収入ごとの年間保険料例(単身世帯の場合)

年金収入	R6年度		R7年度	
	153万円以下	180万円	153万円以下	180万円
153万円以下	15,579円+0円=15,570円(7割軽減)	15,579円+0円=15,570円(7割軽減)	15,579円+0円=15,570円(7割軽減)	15,579円+0円=15,570円(7割軽減)
180万円	25,965円+25,434円=51,390円(5割軽減)	25,965円+27,432円=53,390円(5割軽減)	25,965円+27,432円=53,390円(5割軽減)	25,965円+27,432円=53,390円(5割軽減)
200万円	41,544円+44,274円=85,810円(2割軽減)	41,544円+47,752円=89,290円(2割軽減)	41,544円+47,752円=89,290円(2割軽減)	41,544円+47,752円=89,290円(2割軽減)

※ 年間保険料額は10円未満切り捨て

令和6年度 水道検針・集金事務委託者

委託者と担当地区は次の通りです。

委託者名	担当地区
黒瀬 志穂	宗意原・新立
安岡 陽子	北黒田・宗意原・横田
佐藤 美佳	南黒田・北黒田
米家 絵利	北黒田
大西 小夜子	塩屋
二宮 英樹	宗意原
加藤 初恵	大間・昌農内・塩屋
小林 佳那	新立・本村・筒井
平野 さつき	上高柳・恵久美
坂本 豊	筒井
河本 重美	西古泉
山崎 直子	南黒田・北川原
戎屋 多恵子	筒井
太場 洋子	西高柳・恵久美
飯田 明子	宗意原・中川原・出作
増田 弥生	徳丸・鶴吉
田中 由紀子	宗意原・神崎・永田・東古泉・大溝
集金員	
戒田 京子	
阪東 利美	
西森 文子	

☎上下水道課業務係 ☎985-4126

●保険料(1人当たり年額)

	均等割額	所得割額	限度額
R6・7年度	51,930円	10.16% (※1)	R6年度 73万円(※2) R7年度 80万円
R4・5年度	49,140円	9.09%	66万円

※1 旧ただし書き所得58万円以下の人は、R6年度のみ9.42%です。
 ※2 R6年度に新たに75歳に到達する人は、限度額80万円です。

▼社会全体で制度を支えています
 医療にかかる費用のうち、医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用は、約5割が公費(国・県・市町が負担)、約4割が現役世代の保険料、残りの1割が被保険者の皆さんの保険料でまかなわれています。一人一人が健康管理や適正受診を心掛きましょう。
愛媛県後期高齢者医療広域連合 保険課保険料係
 ☎911-7734
 ☎985-4227

確定申告の間違いに気付いたら...

▼税額を多く申告していた
 税務署にある更正の請求書で訂正します。確定申告の更正が請求できる期間は、申告期限から5年以内です。
▼税額を少なく申告していた・還付を受けた税額が多かった
 修正申告をしてください。税務署の調査前に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません。
▼確定申告を忘れていた
 すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。
松山税務署(自動音声案内)
 ☎941-9121
税務課町民税係
 ☎985-4110
【事業主の皆さんへ】
 法人税額が、修正申告や更正決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。
税務課管理収納係
 ☎985-4109

保険料や税の仮徴収が始まります

保険料や税を年金天引き(特別徴収)で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。
 保険料(税)額決定までは、原則2月と同額を納めてもらい、10月以降の本徴収で調整します。
▼対象保険料・税
 ○介護保険料
 ○後期高齢者医療保険料
 ○国民健康保険税
 ○町民税
●保険課保険料係(保険料のこと)
 ☎985-4227

納付月	4	6	8	10	12	2
徴収区分	仮徴収 令和6年2月と同額(町民税は公的年金に係る5年度税額の1/6相当額)			本徴収 年間保険料(税)額-仮徴収納付額		

税務課町民税係(税のこと)
 ☎985-4110

令和6年度 税金等の納期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	4月30日	4月25日
	2	7月31日	7月25日
	3	12月25日	12月25日
	4	7年2月28日	7年2月25日
軽自動車税	全期	5月31日	5月27日
	第1・全期	7月1日	6月25日
町県民税	2	9月2日	8月26日
	3	10月31日	10月25日
	4	7年1月31日	7年1月27日
	第1・全期	7月31日	7月25日
国民健康保険税	2	9月2日	8月26日
	3	9月30日	9月25日
	4	10月31日	10月25日
	5	12月2日	11月25日
後期高齢者医療保険料	6	12月25日	12月25日
	7	7年1月31日	7年1月27日
介護保険料	8	2月28日	2月25日
	9	3月31日	3月25日

※ 口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日(1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)にもう一度口座振替します。
 ※ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の再振替は、偶数月のみ年金支給日です。

軽自動車税納税証明書

郵送を廃止します

令和5年1月から、軽自動車検査協会が軽自動車税(軽三輪、四輪に限る)の納付状況を納付確認システム(軽JNKS)で確認できるようになりました。これに伴い、継続検査(車検)の際に納税証明書の提示が原則不要になったため、口座振替で納付した人への納税証明書の郵送を廃止します。

車検の際に納税証明書の提示が必要な小型二輪(排気量250cc超)については、これまで通り郵送します。

納税証明書が必要な場合は税務課へお越しいただくか、お問い合わせください。



●税務課管理収納係(税のこと) ☎985-4109
 ●保険課保険料係(保険料のこと) ☎985-4227



合併処理浄化槽 設置する人に補助金を交付します

生活排水などによる公共水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換(設置替え)する人や、新規に合併処理浄化槽を設置する人に予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象者 次の全てを満たす人

- ①公共下水道整備構想区域(左図塗り込み箇所)でない地域に設置する人
 - ②令和6年度中に浄化槽を設置し、使用を開始する人
 - ③町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していない人
 - ④浄化槽関係法令を遵守する人
- ※他にも条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

生活排水などによる公共水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換(設置替え)する人や、新規に合併処理浄化槽を設置する人に予算の範囲内で補助金を交付します。

▼申請期間 4月15日(月)から令和7年1月31日(金)まで

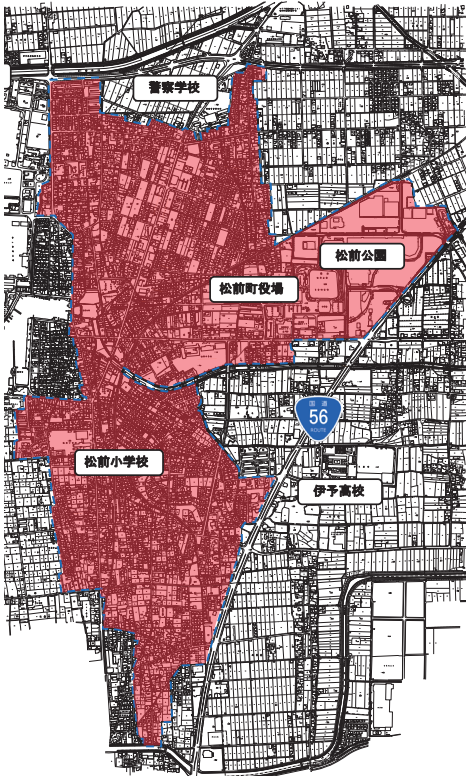
▼申請方法 申請書に必要書類を添付して提出してください。申請書は、町ホームページからダウンロードできるほか、窓口にもあります。

▼補助限度額 合併処理浄化槽の設置費用の補助限度額は、次の通りです。転換に伴う宅内配管などの付帯工事も補助の対象になります。詳細はお問い合わせください。

●設置費用の補助限度額

新築		転換		
5人槽	7人槽	10人槽	5人槽	7人槽
16万6千円	20万7千円	27万4千円	33万2千円	41万4千円
				54万8千円

●公共下水道整備構想区域



町民課生活環境係 ☎985-4117

子育て世帯への加算給付も 物価高騰重点支援給付金を支給します

【物価高騰重点支援給付金】

住民税均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)に給付金を支給します。

- ▼対象世帯 次の全てを満たす世帯
 - ①令和5年12月1日時点で町に住民票がある
 - ②5年度の住民税が「均等割のみ課税者」か「均等割のみ課税者及び非課税者」のみで構成されている
 - ③住民税課税者の扶養親族等のみの世帯でない
 - ④他市区町村で、重点支援地方交付金を活用した同様の給付金(10万円)などを受給していない
- ▼支給額 一世帯当たり10万円
- ▼申請方法 対象と見込まれる世帯へ、給付内容を記載した確認書を2月29日に郵送しています。記載内容を確認し、同封の返信用封筒で返送してください。
- ※確認書を不備なく受理した世帯から順次支給します。
- ▼提出期限 5月31日(金)必着
- ※期限までに提出がなければ受給できなくなります。申請はお早めをお願いします。

●福祉課地域福祉係

☎985-4232

【子ども加算給付金】

物価高騰重点支援給付金(住民

税均等割のみ課税世帯と住民税非課税世帯への給付金を受けた世帯の中で、18歳以下の児童がいる世帯に加算して給付金を支給します。

- ▼対象世帯 次の全てを満たす世帯
 - ①平成17年4月2日以降に生まれ18歳以下の児童を扶養している(生計を同一にする児童に限る)
 - ②住民税非課税世帯への給付金(7万円)を受給しているか、住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)を受給対象である
 - ③同一の児童について、他市区町村で重点支援地方交付金を活用した同様の給付金(5万円)を受給していない
- ※対象と見込まれる世帯には「支給のお知らせ」を郵送しています。
- ▼支給額 児童一人当たり5万円
- ▼必要な手続き 手続きは原則不要です。ただし、「支給のお知らせ」に記載している児童を扶養していない(生計が同一でない)場合は、または支給を希望しない場合は、届け出書の提出が必要です。届け出書は、町ホームページでダウンロードできるほか、窓口にあります。

●福祉課地域福祉係

☎985-4232

子育て支援課児童福祉係

(非課税) ☎985-4114